

令和2年11月19日

令和2年度修了考査の実施に伴う  
新型コロナウイルス感染症の感染防止対策等について（一部追加修正）

日本公認会計士協会  
修了考査運営委員会

標記の件について、修了考査運営委員会では、以下の新型コロナウイルス感染症（以下、「感染症」という。）の感染防止対策を行い、修了考査を実施しますので、ご協力をお願いします。

1. 検温の実施、体調不良者の取扱い

（1） 日頃より、手洗いの徹底や手指のアルコール消毒などを励行してください。

（2） 前日までに以下に該当する方は、**ほかの受験者への感染のおそれがあるため、受験を見合わせてください。**

- ✓ 感染症に罹患し、治癒していない場合（検査結果待ち等、疑いのある場合も含む。）
- ✓ 発熱、咳、咽頭痛等の症状がある場合
- ✓ 過去2週間以内に感染が引き続き拡大している国や地域への訪問歴がある場合、また、そのような者との濃厚接触がある場合
- ✓ 過去2週間以内に感染症陽性と診断された者との濃厚接触がある場合
- ✓ 過去2週間以内に同居している者に感染が疑われた場合
- ✓ 医師又は保健所等の指示により試験日時点で自宅待機となっている場合

（3） 当日は試験会場入り口にて**サーモグラフィ等による検温を実施し、37.5度以上の発熱がある場合及び上記（2）に該当する受験者はご帰宅していただくよう指示します**ので、あらかじめご了承ください。試験会場への入場時の混雑を避けるため、時間に余裕をもって来場するようお願いいたします。また、入退場時はほかの受験者とできるだけ間隔を空けて入退場するようにしてください。

（4） 試験中に発熱、咳、咽頭痛等の症状が生じた場合には、必ずその旨を試験監督者へお申し出ください。**ほかの受験者への感染のおそれがあるため、受験を中止し、ご帰宅していただくよう指示します**ので、あらかじめご了承ください。また、咳がひどい等、体調不良に対し、周囲の受験者からクレームがあった場合も上記同様の指示をする場合があります。

（5） 体調不良と思われる方には、必要に応じて試験監督者が体温測定等を要請する場合がありますので、その際にご対応いただくようお願いいたします。

- ( 6 ) 上記に該当するなどして受験できなかった場合でも受験手数料は返還しません。また、追試験等の特別措置も予定しておりません。

## 2 . 試験会場内における感染防止対策

- ( 1 ) 試験当日は、必ずマスクを着用の上、受験してください。マスクを着用していない受験者は、受験をお断りする場合があります。マスクの代替としてフェイスシールドを着用いただくことは差し支えありません。なお、試験時間中の本人確認の際には、試験監督者の指示に従い、マスクを一時的に外してください。
- ( 2 ) 試験監督者も常時マスクを着用し、手洗いや手指消毒を徹底します。
- ( 3 ) 会場の各所に手指消毒用アルコールを設置しますので、適宜使用してください。なお、携帯用の手指消毒用アルコールは持参しても差し支えありませんが、試験時間中は使用できませんので、カバン等にしまってください。
- ( 4 ) 試験室内の座席は、受験者との距離が十分確保できるよう間隔を空けて配置します。着席時以外においても、ほかの受験者との身体的距離を保つよう心掛けてください。
- ( 5 ) 試験前後においてもロビーや休憩スペースに密集したり、大声で会話したりしないように注意してください。
- ( 6 ) 可能な限り試験室内の常時換気を行います。室温の高低に対応できるよう試験当日の服装には注意してください。
- ( 7 ) 机や椅子、その他複数の受験者が触れる場所を定期的に消毒します。
- ( 8 ) トイレなどの行列ができる可能性がある場所には、フロアマーカ―を設置しますので、最低 1 m の間隔を空けて整列するようにしてください。
- ( 9 ) 試験終了後の退室時は、受験者が密集しないように時間の間隔を空ける等の配慮を行う場合がありますので、試験監督者の指示に従ってください。退室までに通常より時間がかかる可能性があることにご留意ください。

## 3 . その他

- ( 1 ) 試験当日に発症者が出た場合、必要に応じて個人情報保健所等の公的機関に提供されることがありますので、あらかじめご了承ください。
- ( 2 ) 今後、政府から緊急事態宣言が発令されるなど、感染症を巡る状況が大きく変化し、実施方針等に変更が生じた場合には、修了考査ホームページに掲載してお知らせします。